

とっとり SDGs 企業認証審査会委員の公募について（ご案内）

事項	概要
募集人数	1名
審査会委員の役割	令和4年4月に鳥取県独自に創設した「とっとり SDGs 企業認証制度」に基づいて、「とっとり SDGs 企業認証」の取得を目指す県内事業者からの申請書を審査・評価する。 <参考>とっとり SDGs 企業認証制度 詳細は別紙参照 持続可能な地域社会、産業の持続的発展とともに、将来の事業継続を目指す県内企業の取組を社会・経済・環境の3側面から評価して「とっとり SDGs 企業認証」として認証する制度。認証は3年間有効で更新可。現在は43事業者が認証を取得。 審査は「経済」「環境」「社会」の各分野の専門家4名と、公募委員1名の5名体制で実施する予定。公募委員には、「経済」又は「環境」面の評価を期待している。
任期	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間） ※更新の可能性あり
応募資格	次の全てを満たす方 ① 企業の SDGs 活動に関する関心と知識を有していること。 ② SDGs の三つの側面である「社会・経済・環境」のうち、「経済」又は「環境」のいずれかの分野で活動した実務経験や専門知識（※）を有していること。 ※SDGs の取組に関わらず、企業の経営全般や環境対応について、企業の内部又は外部の立場で携わった実務経験や専門知識（有用な資格を含む）など。 ③鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと。（鳥取県の他の附属機関の委員との兼職は不可。ただし、令和6年4月1日までに任期が満了する委員の場合は可。） ④ 鳥取県内在住の満18歳以上の方であること（令和6年4月1日時点） ⑤ 平日に開催する審査会に出席できること。 ⑥ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。 ⑦ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
応募方法	別紙の所定応募様式に必要事項を記載して、次のとおり鳥取県商工労働部商工政策課へ提出すること。 [応募期間] 令和6年2月22日～令和6年3月7日 必着 [提出内容] ○応募用紙（SDGs への関心・活動状況、企業の SDGs 活動への意見、企業の「経済」又は「環境」に係る実務経験・知識等） ○本人確認書類（運転免許証の写しなど） ※応募に際して提出された書類はこの委員の選考のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。（提出書類は返却しない。） [提出方法] ○電子申請： <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10898">https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10898</a> ○メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp [問い合わせ先] 鳥取県商工労働部商工政策課 電話：0857-26-7602（担当：的場）
選考方法	・応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査や面談（対面又はリモート）を行い、委員を決定する。面談を行う場合には、応募者へ個別に連絡する。面談を対面で行う場合には、交通費を支給する。（鳥取県の規程で算出した金額） ・委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。
審査会の開催	SDGs 企業認証のための審査は、年度内に1回又は2回程度実施する。審査は1回あたり次により進める。審査会の前に打合せを実施する。 ①申請書の書面審査（2～3週間程度） ・認証を希望する事業者からの申請書について、申請書の内容が要件に適合しているのか等を確認・評価する。（過去の申請状況：第1回38社、第2回22社） ②ヒアリング審査 1～2日（鳥取県庁内の会議室による対面又はリモートで実施） ・申請書の具体的な取組内容を、対面又はリモートで申請者に確認する。
委員報酬	県の規程により報酬（1回（※）あたり9,300円）及び交通費を支給する。 ※書面審査、ヒアリング審査それぞれ1回と数える。なお、ヒアリングが複数日に分かれる場合は、1日を1回として考える。

